

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶国籍証書の検認期日の延期及び再延期申請
- ② 手続根拠 : 船舶法第5条ノ2第3項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 国土交通大臣の定める期日まで、又は延期した期日までに検認を受けることができないとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 船舶国籍証書提出期日延期申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	045-211-7222
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課	098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 検認期日を延期する理由及び延期期日の設定が適正かどうか
- ② 標準処理期間 : 設定なし
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

第九号書式（第三十条ノ五関係）

船舶国籍証書提出期日延期申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
総 ト ン 数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
延 期 理 由	
延期希望期日	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 _____</p> <p>管海官庁の長あて</p>	

（日本工業規格 A 列 4 番）

備考 1 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。